

委 託 業 務 処 理 要 領

主熱源である吸収冷温水機の正常な運転を維持し美術作品の保全を図る目的で実施する当該設備の保守点検業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

- 1 業務名
北海道立三岸好太郎美術館吸収冷温水機保守点検業務
- 2 業務場所
札幌市中央区北2条西15丁目 北海道立三岸好太郎美術館
- 3 点検機器
吸収冷温水機（パナソニック QUW-V60A） 1台
- 4 点検実施時期
委託契約書第7条の定期点検等の実施時期は、次のとおりとする。
点検は原則各月15日以降に実施するものとし、これによりがたいときは、双方協議の上実施する。
なお、機器に異常が認められた場合には、直ちに点検及び調整を行うこと。
(1) 定期点検 7月・8月・1月・2月
(2) 冷暖房切替点検整備 4月（冷房切替）・10月（暖房切替）
- 5 点検業務内容及び点検項目
点検業務内容及び点検項目は、別紙「点検業務内容」のとおりとする。
なお、必要に応じて各種調整、洗浄等を実施すること。
(1) 定期点検
①運転日誌による運転状況の点検・指導
②・④運転状況点検
⑤運転データ測定
(2) 冷暖房切替点検整備
②本体点検整備
③試運転前点検
④試運転調整
⑤運転データ測定
- 6 使用器具及び消耗品等
点検に必要な器具及び消耗品等は、一切受託者の負担とする。
なお、点検の結果、正常に作動するための調整、消耗品の交換は受託者の判断により行うものとする。
また、消耗品等は全て当該機器製造メーカー純正部品又は指定部品を使用すること。
- 7 点検等の報告
点検又は修繕を実施したときは、速やかに別紙「点検業務内容」に基づく報告書を提出すること。
- 8 その他
この要領に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。